

---

プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	【報告事項】IFRS 第 9 号「金融商品」 対称的な損失補償及び公正価値による期限前償還オプションが SPPI 要件の評価に与える影響

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 11 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、対称的な損失補償（symmetric ‘make whole’）による期限前償還オプション及び公正価値による期限前償還オプションが IFRS 第 9 号「金融商品」<sup>1</sup>（以下「IFRS 第 9 号」という。）における「元本及び利息の支払いのみ（SPPI）」要件（以下「SPPI 要件」という。）の評価に与える影響に関する議論の内容について、ご説明することを目的として作成している。

## II. 背景

### 「元本及び利息の支払いのみ（SPPI）」要件について

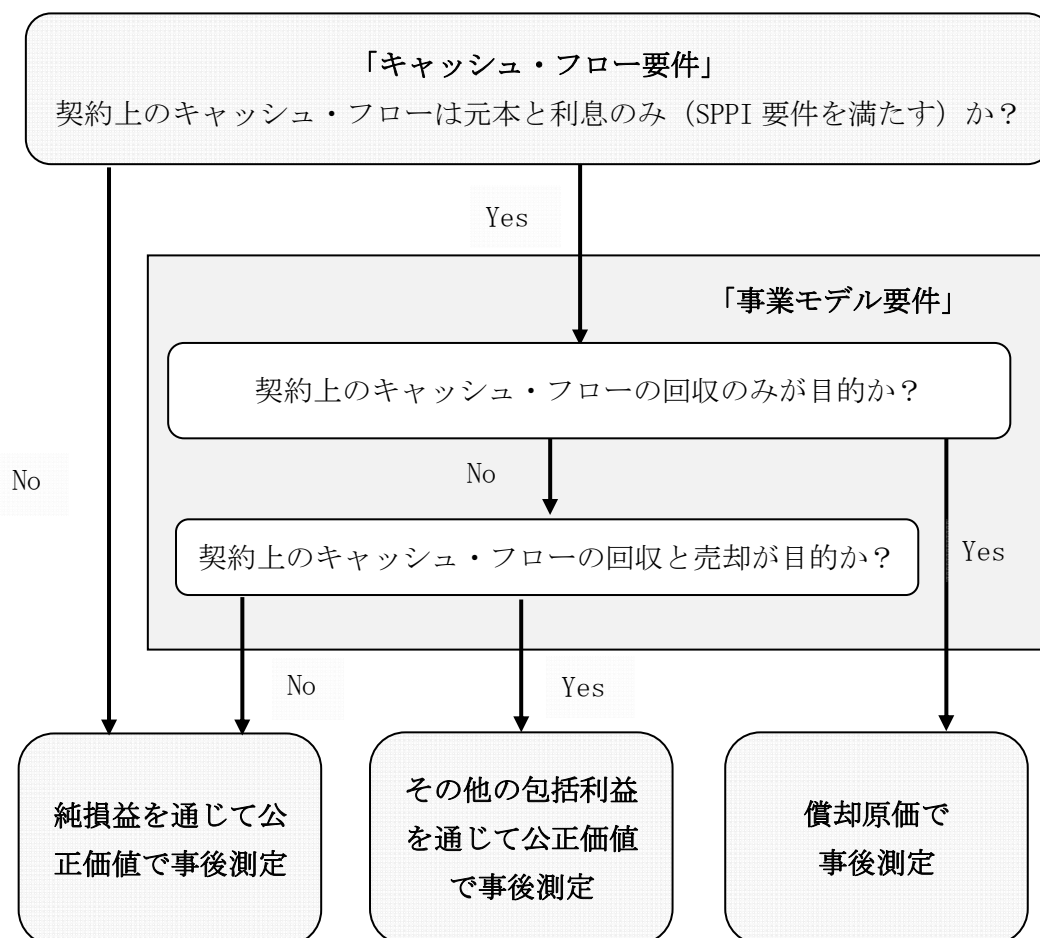
2. IFRS 第 9 号では、図 1 に示すとおり、金融資産は、原則として、①金融資産の管理に関する企業の事業モデル（以下、「事業モデル要件」という。）、及び②金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（以下、「キャッシュ・フロー要件」という。）に基づき、以下の 3 つの区分に分類される（IFRS 第 9 号 4.1.1 項）。
  - (1) 償却原価で事後測定するもの
  - (2) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの
  - (3) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの
3. 以下の条件をいずれも満たす金融資産は、償却原価で測定しなければならないとされている（IFRS 第 9 号 4.1.2 項）。
  - (1) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている（事業モデル要件）。
  - (2) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキ

---

<sup>1</sup> 本資料では、2014 年 7 月に公表された最終版の IFRS 第 9 号が適用されることを前提としている。IFRS 第 9 号（最終版）は、2018 年 1 月 1 日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は可能である。

- キャッシュ・フローが所定の日に生じる（キャッシュ・フロー要件）。
4. また、以下の条件をいずれも満たす金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しなければならないとされている(IFRS 第9号 4.1.2A 項)。
    - (1) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている（事業モデル要件）。
    - (2) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる（キャッシュ・フロー要件）。
  5. 上記第3項及び第4項の(2)（キャッシュ・フロー要件）の「金融資産の契約条件により、『元本及び元本残高に対する利息の支払のみ（Solely Payments of Principal and Interest）』であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」という要件を「SPPI 要件」という。

図 1. IFRS 第9号における金融資産の分類



6. IFRS 第9号において、キャッシュ・フロー要件における元本と利息の定義は以下のとおり定められている（IFRS 第9号 4.1.3 項）。
- (1) 元本は、当該金融資産の当初認識時の公正価値である。
  - (2) 利息は、次のものへの対価により構成されている。
    - 貨幣の時間価値
    - 信用リスク
    - 基本的な融資のリスク及びコスト
    - 利益マージン
7. IFRS 第9号では、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである（SPPI 要件を満たす）契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的であるとされている（IFRS 第9号 B4.1.7A 項<sup>2</sup>）。したがって、例えば、デリバティブ等によって契約上のキャッシュ・フローの変動可能性が増大するようなレバレッジが含まれる金融資産は、基本的な融資の取決めと整合的ではないことから、SPPI 要件を満たさない（IFRS 第9号 B4.1.9A 項）。
8. ある金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいる場合、企業は、その契約条件により当該金融資産の存続期間にわたり発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるのかどうかを判定しなければならない。つまり、企業は、変更の前後に発生する可能性のあるキャッシュ・フローについて、両方とも SPPI 要件を満たすかどうかを評価しなければならない（IFRS 第9号 B4.1.10 項<sup>3</sup>）。

## 関連する規定

9. IFRS 第9号 B4.1.10 項から B4.1.12 項では、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件について、以下のとおり記述されている。特に、同 B4.1.11 項(b)は、SPPI 要件を満たす契約の期限前償還を認める契約条件の例を記している。

**IFRS 第9号 B4.1.10 項**

ある金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいる場合（例えば、当該資産が満期前に返済可能である場合や期間が延長可能

<sup>2</sup> 別紙参照。

<sup>3</sup> 本資料第9項参照。

である場合)には、企業は、その契約条件により当該金融商品の存続期間にわたり発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるのかどうかを判定しなければならない。この判定を行うために、企業は、契約上のキャッシュ・フローの変化の前後両方において発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フローを評価しなければならない。(略)

IFRS 第9号 B4. 1. 11項 (強調追加)

以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じる契約条件の例である。

- (a) 貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク（信用リスクに対する対価は、当初認識時にだけ決定されて固定されている場合がある）並びに他の基本的な融資リスク及びコストに対する対価と利益マージンで構成される変動金利
- (b) 発行者（すなわち、債務者）が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者（すなわち、債権者）が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額（これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）を表しているもの
- (c) 発行者又は保有者が負債性金融商品の契約期間を延長することを認める契約条件（すなわち、延長オプション）で、当該延長オプションの条件により延長期間中の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみ（これには、契約の延長に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）となるもの

IFRS第9号B4. 1. 12項

B4. 1. 10項にかかわらず、他の点では4. 1. 2項(b)及び4. 1. 2A項(b)の条件を満たすが、発行者が負債性金融商品を期限前償還すること又は保有者が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている（又は要求している）契約条件があるため当該条件を満たさない金融資産は、以下のすべてに該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格である（4. 1. 2項(a)又は4. 1. 2A項(a)の条件を満たすことが条件となる）。

- (a) 企業が当該金融資産の取得又は組成を契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行う。
- (b) 返済金額が、実質的に契約上の額面及び契約上の発生した（しかし未払の）利息（これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）を表している。
- (c) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

10. なお、上記以外に本資料で参照されている規定は別紙に記載している。

## 要望書で提出された質問の概要

11. IFRS-IC は、IFRS 第 9 号を適用するにあたり、契約上、特定の期限前償還条項が付されている金融資産の分類について質問を受けた。具体的には、要望書の提出者は、契約条件に、対称的な損失補償による期限前償還オプション又は公正価値による期限前償還オプションが含まれている場合、当該オプションは負債性金融商品<sup>4</sup>の SPPI 要件の評価に影響するのかどうかを質問している。
12. 今回の要望書において、それぞれの期限前償還オプションの内容は以下のとおり説明されている。いずれも、オプションの行使による期限前償還額は、当初契約条件による未払の元本及び利息の金額より上回る可能性もあれば、下回る可能性もある<sup>5</sup>。なお、これらのオプションは、保有者（債権者）側が有する契約も存在するが、今回の要望書では発行者（債務者）のみが有している負債性金融商品を質問の対象としている。
- 対称的な損失補償による期限前償還オプション  
負債性金融商品の発行者（債務者）に対し、期限前償還時の市場金利により当該商品の契約上の残存キャッシュ・フローを割り引いた金額を反映した金額を期限前償還価格として期限前償還を行うことを認めるオプション
  - 公正価値による期限前償還オプション  
負債性金融商品の発行者（債務者）に対し、期限前償還時の公正価値<sup>6</sup>を期限前償還価格として期限前償還を行うことを認めるオプション
13. これらの期限前償還オプションでは、期限前償還価格の算定の基礎となった期限前償還時の市場金利が、負債性金融商品の実効金利より低い場合、期限前償還額は当初契約条件による未払の元本及び利息の金額を上回り、その差額は負債性金融商品の発行者（債務者）が実質的に負担することとなる。（図 2 参照）

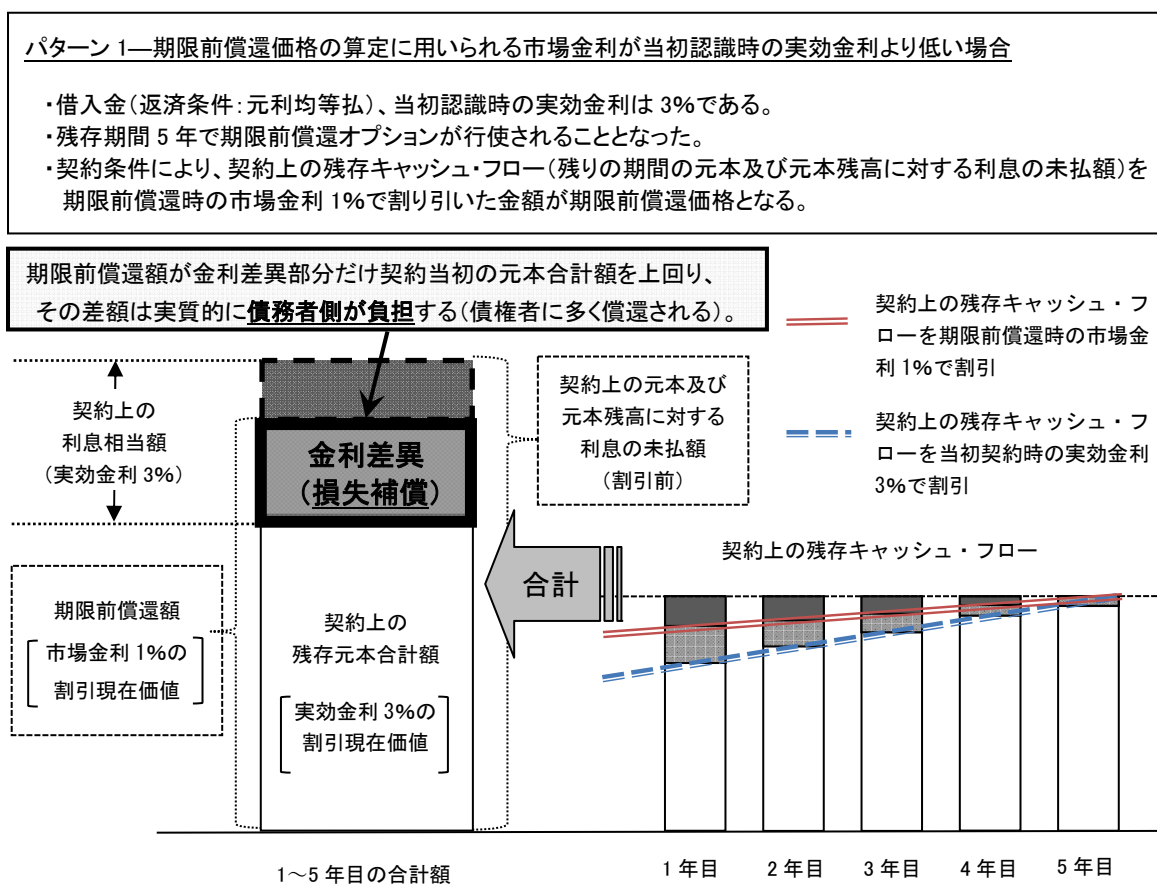
---

<sup>4</sup> 今回の要望書では、当該負債性金融商品は期限前償還オプションが付されていなければ、SPPI 要件を満たすことが前提とされている。

<sup>5</sup> 今回の要望書では、期限前償還額が当初契約条件による未払の元本及び利息の金額より上回る可能性もあれば下回る可能性があることを「対称的な (symmetric)」と表現している。

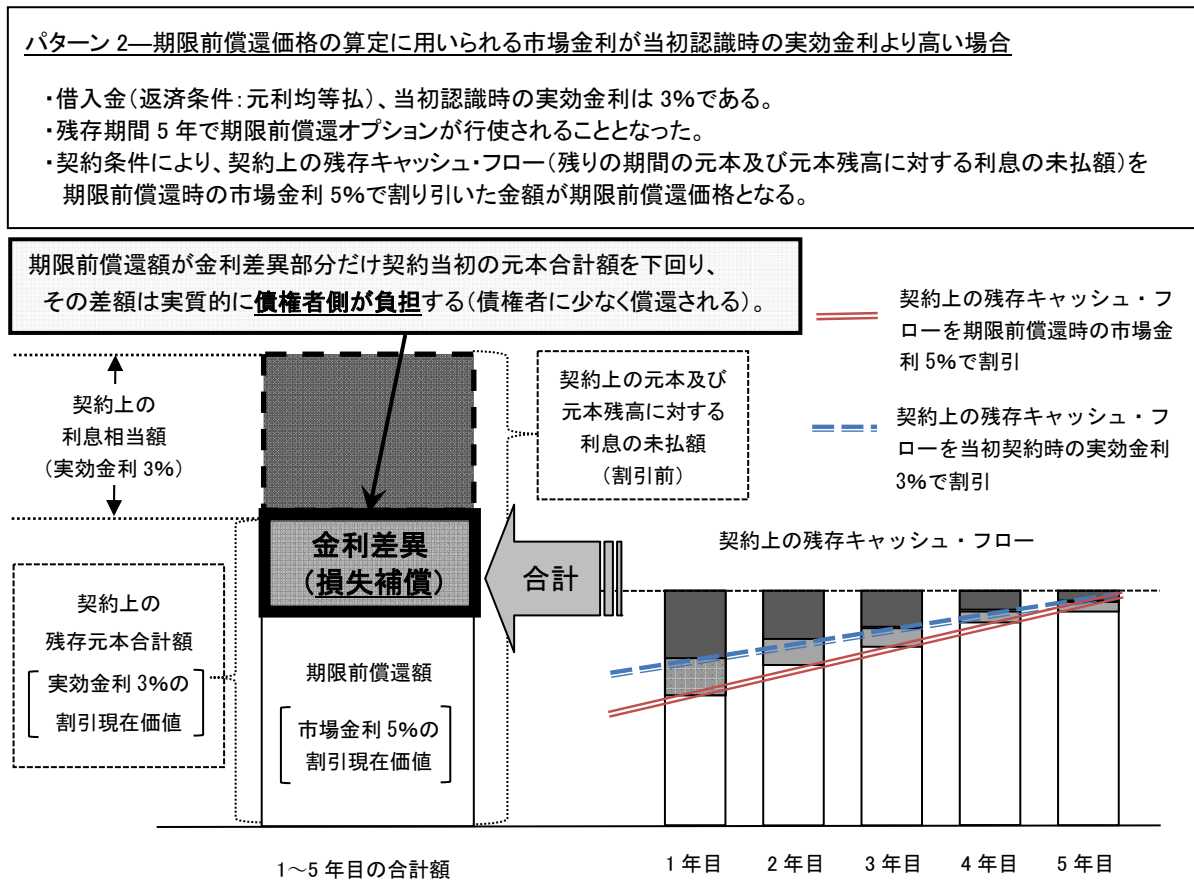
<sup>6</sup> 今回の要望書では、公正価値による期限前償還オプションによる期限前償還価格は、オプション行使時の契約上の残存キャッシュ・フローを、オプション行使時の金利（ベンチマーク金利、発行者の信用リスク、潜在的な流動性プレミアム又は利益マージンが反映されたもの）によって割り引かれた金額に一致すると述べられている。

図 2: 対称的な損失補償による期限前償還オプション(パターン1)



14. 一方で、期限前償還価格の算定の基礎となった期限前償還時の市場金利が、負債性金融商品の実効金利より高い場合には、期限前償還額は、当初契約条件による未払の元本及び利息の金額を下回り、その差額は負債性金融商品の保有者(債権者)が実質的に負担することとなる。(図3参照)
15. 要望書の提出者は、本資料第14項のように、負債性金融商品の発行者側が期限前償還オプションを行使したにもかかわらず、これによる実質的な負担を保有者側が受け入れなければならないような場合において、この保有者による負担がIFRS第9号B4.1.11項の「元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じる契約条件の例示」に含まれている「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当するため、SPPI要件の評価に影響を与えないことでよいかと質問している。

図 3: 対称的な損失補償による期限前償還オプション(パターン 2)



16. 要望書では、対称的な損失補償による期限前償還オプションが負債性金融商品の SPPI 要件の評価に与える影響について、以下の 2 つの見解が考えられると述べられている。

(見解 1) SPPI 要件の評価には影響を与えない

対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されている負債性金融商品であっても、SPPI 要件を満たす可能性はあるとする見解である。この見解の支持者は、期限前償還価格が契約上の残存キャッシュ・フローを期限前償還時の市場金利で割り引いた金額を基礎とするのであれば、当該金額は貨幣の時間価値に基づく合理的な補償金額を示していると考えている。貨幣の時間価値は、通常は利息の最も重大な要素とされている<sup>7</sup>。したがって、たとえ期限前償還オプションを行使する権利が発行者側にしか与えられていないとしても、その期限前償還価格が貨幣の時間価値のみを反映して決定されるものであるならば、IFRS 第 9 号 B4. 1. 11 項の「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」を保有者が負うことを除外する概念上の基礎がないとしている。

<sup>7</sup> IFRS 第 9 号 B4. 1. 7A 項 (別紙) 参照。

### (見解 2) SPPI 要件の評価に影響を与える (SPPI 要件を満たさない)

対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されている負債性金融商品は、SPPI 要件は満たさないとする見解である。この見解の支持者は、IFRS 第 9 号 B4. 1. 11 項の「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」は、期限前償還オプションを行使する側による、相手側への正の補償を示していると考えている。したがって、期限前償還オプションを行使する権利が発行者側にしか与えられていない場合に、これによる期限前償還価格が契約上の元本及び元本残高に対する利息の未払額を下回るようであれば、SPPI 要件は満たさないとしている。

17. また、要望書では、公正価値による期限前償還オプションが負債性金融商品の SPPI 要件の評価に影響を与える影響についても、本資料第 16 項に記載した、対称的な損失補償による期限前償還オプションの場合と同様の見解が記載されている。
18. ただし、公正価値による期限前償還オプションについては、SPPI 要件の評価に影響を与えないとする見解（見解 1）の根拠として、公正価値による期限前償還オプションは、投資期間内を通じてオプションの公正価値が僅少であるため、IFRS 第 9 号 B4. 1. 12 項の 3 つの要件を満たすことから SPPI 要件と矛盾しないとする見解があることも追加して記載されている。

## III. 2016 年 11 月開催の IFRS-IC 会議における議論

### IASB スタッフによる分析

19. IASB スタッフは、まず今回の分析の対象を、要望書に記載されたように、契約条件に記載された期限前償還オプションに限定した<sup>8</sup>。その上で、IFRS 第 9 号 B4. 1. 11 項(b)における要求事項と整合しているかを判断するため、対称的な期限前償還オプションを以下の 2 つの構成要素に分解した。

IASB スタッフは、IFRS 第 9 号 B4. 1. 11 項(b)における「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当するかどうかの検討が必要となるのは、以下のうち、(2)であると考えた。

- (1) 債務者が債権者に支払う元本及び元本残高に対する利息の未払額

---

<sup>8</sup> IFRS 第 9 号 BC4. 191 項において、保有者は、政府又は他の機関の法令上の権限の結果としてのみ生じる支払を、自らの分析におけるキャッシュ・フローとは考えないことが記されている（別紙参照）。



(2) 上記(1)の金額を、負債性金融商品の利率と期限前償還時の市場金利により現在価値に割り引いたものの差額(金利差異)。この金額は債権者(保有者)が負債性金融商品を当初認識した時から金利がどのような方向に動いたかにより、(1)の金額を上回ることもあれば下回ることもあるため、債務者から債権者に支払われることもあれば債権者から債務者に支払われることもある<sup>9</sup>。

なお、今回の要望書では、公正価値による期限前償還オプションも(2)の計算要素が異なるだけで同じように分解できると考えられている。

20. IASB スタッフは、IFRS 第9号 B4.1.11 項(b)は、多くの場合、契約を満期前に終了させるオプションを行使した側が、この選択を受け入れざるを得ない相手方に対して補償することが求められているという事実に対応するものだと考えた。今回の要望書に記載された(発行者に対してのみ付与されている)期限前償還オプションは、発行者がこれを行使するにもかかわらず、保有者はその補償を受け取ることができないだけでなく、契約上の元本及び元本残高に対する利息の未払額を実質的に下回る期限前償還額を受け入れることを強制されることになる可能性がある。IASB スタッフは、このような結果は、IFRS 第9号 B4.1.11 項(b)における要求事項を満たさないことから、当該負債性金融商品は SPPI 要件を満たしていないと考えた。
21. また、IASB スタッフは、IFRS 第9号 B4.1.11 項(b)は、IFRS 第9号の前の金融商品に関する会計基準であった IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」<sup>10</sup>の定めと類似する点があることに留意した。特に、主契約である負債性金融商品に組み込まれた期限前償還オプションが、主契約と密接に関連しているとみなされる場合の例示<sup>11</sup>は、債務者が負債性金融商品を期限前償還する結果として、債権者が被ることになる金利の喪失(すなわち、債権者の再投資リスクによる経済的損失)を補償する必要性が生じているような状況を考慮していることに留意した。
22. しかしながら、IFRS 第9号 B4.1.11 項(b)では、発行者(債務者)が負債性金融商品

---

<sup>9</sup> 今回の要望書の事例では、実際に債権者から債務者に金銭の支払いが行われることはないが、債権者が実質的に負担を負うことを、債務者に対する支払いが行われることとみなして議論が行われている。

<sup>10</sup> IAS 第39号は、以下の条件をすべて満たす場合、組込デリバティブを主契約から区分して、デリバティブとして会計処理することを求めている。

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが、主契約の経済的特徴およびリスクに密接に関連しないこと
- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品が、デリバティブの定義に該当すること
- (c) 複合金融商品が、公正価値で測定し、その変動を損益認識するものではないこと

<sup>11</sup> IAS 第39号 AG30 項(g)及び BC40B、BC40C 項(別紙)参照。

を期限前償還する場合だけではなく、保有者（債権者）が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻す場合についても言及されており、契約の期限前償還に関し、両者のうちいずれが補償を支払うのかは特定されていない。この理由について IASB スタッフは、本資料第 20 項に記載したとおり、「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」は早期終了する選択をした側が支払うことになるからだと考えた。

23. なお、IASB スタッフは、本資料第 18 項に記載した、要望書の提出者による IFRS 第 9 号 B4. 1. 12 項の参照についても分析した。IFRS 第 9 号の結論の根拠<sup>12</sup>において、同項は特に額面に対して（信用減損を反映する）多額のディスカウントを受けて購入されるが、契約上、額面による期限前償還が可能である信用減損金融資産のような金融商品の分類について対応するための限定的な例外規定であることが記されている。したがって、要望書に記載されている金融商品は同項の 3 つの要件を満たしておらず、同項を類推適用することは適切ではないと考えた。

### IASB スタッフによる結論及び IFRS-IC メンバーへの質問内容

24. 上述した分析の結果、IASB スタッフは、IFRS 第 9 号 B4. 1. 11 項(b)の「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」は、期限前償還オプションを保有する側がオプションを行使することにより、期限前償還を受け入れなければならない相手方への補償が必要と考えられる状況を想定していると考えられることから、今回の要望書に記載された対称的な損失補償による期限前償還オプション及び公正価値による期限前償還オプションは、いずれも SPPI 要件を満たしていないと結論づけた。
25. しかしながら、IASB スタッフは、IFRS 第 9 号は最近公表されたものであり、まだ発効日が到来していない基準であることから、IFRS-IC に対して、IFRS 第 9 号における要求事項のわかりやすさについて意見を求めるとともに、当該質問に関する今後の進め方について助言を求めた。

### IFRS-IC 会議で示された主な意見

26. 多くの IFRS-IC メンバーは、IASB スタッフの分析どおり、IFRS 第 9 号 B4. 1. 11 項(b)は、契約を終了させるオプションを行使する側が、相手側に対し、補償あるいはペナルティを支払う場合（正の補償）と解釈されるべきという見解であったが、IFRS 第 9 号の要求事項がわかりやすいかどうかという点については、様々な意見があった。特にマイナス金利であっても SPPI 要件を満たすと考える場合に、負の補償について別の取扱いをしなければならないとする理由がわからないとの意見があった。

---

<sup>12</sup> IFRS第9号BC4. 187項及びBC4. 192～197項（別紙）参照。

27. また、今回の要望書において対象となっている金融商品は債務者側だけに期限前償還オプションを行使する権利が付されており、債権者側はこれを受け入れなければならないものであることから、債務者から補償を受ける代わりに、債務者に対し損失負担を負うことを強制される可能性がある。したがって、多くの IFRS-IC メンバーは要望書に記載された期限前償還オプションは IFRS 第 9 号 B4.1.11 項(b)における要求事項を満たしておらず、このような契約条件が付されている負債性金融商品は IFRS 第 9 号における SPPI 要件は満たしていないとの見解を示した。
28. また、IFRS-IC メンバーは、IFRS 第 9 号 B4.1.12 項についても、要望書に記載された金融商品は同項の条件を満たしていないため、適用されないことに留意した。

### IFRS-IC 会議での議論の結果

29. 議論の結果、IFRS-IC メンバーから IASB ボードに対し、次の提案が行われた。
- (1) 今回の議論を踏まえ、要望書に記載されたものだけでなく、実務上存在する、より幅広い期限前償還オプションを考慮に入れた上で、IFRS 第 9 号における要求事項を修正することを検討すること。
  - (2) 対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されていることのみをもって SPPI 要件を満たさないこととなる金融商品に関し、最も目的適合性のある有用な情報が提供されるような測定方法を検討すること。ただし、数人の IFRS-IC メンバーは、対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されている金融商品の測定方法を一律に償却原価にすることは適切ではないと考えられることから、対象を定義することは困難であることに留意した。

## IV. 今後の予定

30. IFRS-IC の議論の結果を受け、本論点については、2016 年 12 月の IASB ボード会議において議論される予定である。IASB スタッフは、以下の点を踏まえ、対称的な損失補償による期限前償還オプションに対する IFRS 第 9 号の限定的範囲のプロジェクトを適用及び維持管理プロジェクトとして基準開発のアジェンダに加えることを提案している。
- (1) 特定の銀行及び業界団体との非公式な会談、上述した IFRS-IC メンバーからのインプットから、法規制又は市場環境を理由として対称的な損失補償による期限前償還オプションが含まれる金融資産は広く普及していることが考えられる。IASB スタッフは、プロジェクトを進めることにより、このような期間及び契約条件の

普及状況に関する情報収集を続ける予定である。

- (2) 金融資産の事後測定方法が償却原価であるか、純損益を通じた公正価値によるかは重大な問題である。資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するという IFRS 第 9 号における要求事項の目的は、実効金利法が目的適合性のある有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IASB の考えでは、実効金利法が適切なのは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品だけであり<sup>13</sup>、IASB スタッフは、この原則を維持することが重要であると考えている。
- (3) IASB スタッフは、対称的な損失補償による期限前償還オプションが含まれる基本的な融資の取決めについては償却原価で測定した方が、IFRS 第 9 号における分類及び測定の目的をより達成する可能性があるのではないかと考えている。ただし、IFRS 第 9 号における期限前償還オプションに対する現行のガイダンスは、他の多くの種類の契約に対しては分類及び測定の目的を満たすと引き続き考えている。
- (4) IASB スタッフは IFRS 第 9 号の修正は要望書に記載されたような対称的な損失補償による期限前償還オプションに限定すべきではないという IFRS-IC の提案には同意するが、短期間で可能な解決策を開発するためには、範囲を適切に限定した上で限定的範囲のプロジェクトにとどめて対応した方がよいと考えている。

31. IASB ボードの同意が得られた場合、IASB スタッフは 2017 年 1 月のボード会議にて、①可能な解決策、②プロジェクト計画案とタイムテーブル、③完了までに必要なデュール・ステップを用意する予定である。

## V. 当委員会事務局による補足

32. 今後は、IASB における議論の動向を確認した上で、必要に応じ、当専門委員会にてご審議頂くことを予定している。

### ディスカッション・ポイント

アジェンダ・ペーパーの内容や今後の対応について、ご質問やご意見があれば、お伺いしたい。

以上

<sup>13</sup> IFRS 第 9 号 BC4.172 項 (別紙) 参照。

(別紙)

**関連する基準等****IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」****(付録 A 適用指針)****組込デリバティブ**

AG30 次の例においては、組込デリバティブの経済的特性及びリスクは、主契約に密接に関連しているもの（第11項(a)）とはみなされない。これらの事例で、第11項の(b)と(c)の条件に該当していれば、企業は組込デリバティブを主契約から区分して会計処理する。

(g) 主たる負債性の契約又は主たる保険契約に組み込まれたコール、プット、又は早期償還のオプションは、次のいずれかの場合を除き、主たる金融商品とは密接に関連していない。

(i) オプションの行使価格が、各行使日において、主たる負債性金融商品の償却原価又は主たる保険契約の帳簿価額にほぼ等しい場合

(ii) 早期償還オプションの行使価格が、主契約の残存期間についての失われた金利の現在価値に近似する額を貸手に補填する場合。失われた金利は、早期償還された元本金額と金利差異の積である。金利差異は、早期償還された元本金額を主契約の残存期間にわたり同様の契約に再投資した場合に早期償還日に企業が受け取るであろう実効金利に対する、主契約の実効金利の超過分である。

そのコール又はプットのオプションが主たる負債性の契約と密接に関連しているかどうかの判定は、IAS 第32号に従って転換可能負債性金融商品の資本部分を区分する前に行う。

**(結論の背景)****組み込まれた早期償還ペナルティ**

BC40B 当審議会は、IAS 第39号のガイダンスに明らかな不整合を把握した。その不整合は、行使価格が早期償還（すなわち、前払）に対するペナルティを表している組み込まれた早期償還ペナルティに関するものであった。この不整合は、これらがローンに密接に関連していると考えられるかどうかに関連していた。

BC40C 当審議会は、AG30項(g)を修正することにより、この不整合を除去することを決定した。この修正は、AG30項(g)の基礎商品に密接に関連しない組込デリバティブの事例に対する例外を設けるものである。

この例外は、行使価格が、ローンが早期償還されたことによる金利収益の喪失を貸手に補償する早期償還オプションに関するものである。この例外は、行使価格が、再投資リスクによる経済的損失を減少させることにより貸手の金利の喪失を補償することを条件としている。

### IFRS 第9号「金融商品」

#### (付録 B 適用指針)

#### 元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである契約上のキャッシュ・フロー

B4. 1. 7A 元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めでは、貨幣の時間価値 (B4. 1. 9A 項から B4. 1. 9E 項参照) 及び信用リスクへの対価は、通常は利息の最も重大な要素である。しかし、こうした取決めでは、利息には、他の基本的な融資リスク (例えば、流動性リスク) や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト (例えば、管理コスト) への対価も含まれる場合がある。さらに、利息には基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンが含まれる場合がある。極端な経済状況では、利息が負になる場合がある。それは、例えば、金融資産の保有者が明示的又は黙示的に特定の期間にわたる貨幣の預入れに対して支払を行う (かつ、その手数料が、保有者が貨幣の時間価値、信用リスク及び他の基本的な融資リスク並びにコストに対して受け取る対価を超える) 場合である。しかし、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないもの (株価や商品価格の変動に対するエクスポージャーなど) を持ち込む契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである契約上のキャッシュ・フローを生じない。組成又は購入した金融資産は、法的形式が貸付金なのかどうかに関係なく、基本的な融資の取決めである可能性がある。

#### (結論の背景)

#### 元本及び利息の支払いのみ

BC4. 172 資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するというIFRS第9号の要求の目的は、実効金利法が目的適合性のある有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IASBの考えでは、実効金利法が適切なのは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品についてだけである。これに対し、BC4. 23項に示したように、実効金利法は、元本及び元本残高に対する利息ではない契約上のキャッシュ・フローの配分には適切な方法ではない。むしろ、そうした複雑性のより高いキャッシュ・フローは、報告される財務情報が有用な情報を提供することを確保するため、契約上のキャッシュ・フローへの評価の補正 (すなわち、公正価値) が必要となる。

## 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件（期限前償還又は延長の要素を含む）

BC4. 187 他のコメント提出者は、金融資産が契約上の額面金額に対して多額のプレミアム又はディスカウントで購入又は組成されているが、当該額面金額で期限前償還可能である場合に、当該金融資産のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである可能性があるのかどうか質問した。これらのコメント提出者は、元本が当初認識時の金融資産の公正価値として記述されている場合には、期限前償還金額（すなわち、額面）は元本及び利息の未払額を表さないと指摘した。これは、その期限前償還金額は、元本及び利息の未払額よりも大きい（当該資産が多額のディスカウントで購入又は組成されている場合）か又は元本及び利息の未払額よりも小さい（当該資産が多額のプレミアムで購入又は組成されている場合）のいずれかだからである。コメント提出者は、ディスカウント及びプレミアムは、一般的には企業が当該資産は期限前償還されないと予想している場合（期限前償還が契約上は可能であっても）に生じると見込まれると述べた。多くの人々が、この論点を、購入した信用減損金融資産の文脈の中で具体的に指摘した。これらの資産の多くは、額面に対して多額のディスカウント（信用減損を反映する）で購入されるであろうが、契約条件には期限前償還の要素が含まれている場合がある。コメント提出者は、購入した信用減損資産を、単に期限前償還要素があることの結果として、純損益を通じて公正価値で測定することを企業に要求すべきではないという見解を示した。これは特に、こうした資産は信用減損しているので、契約上の額面で期限前償還される可能性が非常に低いからである。

BC4. 191 しかし、IASBは、法制の結果として、一部の政府又は他の機関が、特定の状況において一部の金融商品の所有者に損失を課す権限を有していることを認識した。IASBは、IFRS 第9号が、所有者が金融資産の契約条件を分析して、当該資産が元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じるのかどうかを判定することを要求していることに留意した。言い換えると、所有者は、政府又は他の機関の法令上の権限の結果としてのみ生じる支払を、自らの分析におけるキャッシュ・フローとは考えない。これは、当該権限及び関連する支払は当該金融商品の契約条件ではないからである。

BC4. 192 さらに、IASBは、特定の期限前償還可能な金融資産について狭い範囲の例外を設けることを決定した。この例外は、それ以外の点では契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるが、期限前償還要素だけのためにその条件を満たさない金融資産に適用される。こうした金融資産は、次の3つの条件に該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となる（ただし、保有されている事業モデルの評価が条件となる）。

- (a) 当該金融資産の取得又は組成が、契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行われる。
- (b) 期限前償還金額が、実質的に契約上の額面金額及び契約上の発生した（ただし未払の）利息（これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）を表している。

- (c) 当該金融資産の当初認識の時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。
- BC4. 193 この例外は、それがなければ元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じない一部の金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを要求することになる（ただし、保有されている事業モデルの評価が条件となる）。特に、IASBは、この例外が、契約上の期限前償還要素のある多くの購入した信用減損金融資産に適用されることに着目した。こうした資産がディープ・ディスカウントで購入された場合には、BC4. 192項に記述した例外を別にすると、契約上のキャッシュ・フローは、契約上、当該資産が直ちに額面金額で期限前償還される可能性がある場合には、元本及び利息の支払のみではない。しかし、その契約上の期限前償還要素は、期限前償還が生じる可能性が非常に低い場合には、公正価値が僅少であることになる。IASBは、償却原価はこうした金融資産に関する有用で目的適合性のある情報を財務諸表利用者に提供すると述べたフィードバックに納得した。この例外は、契約上の額面金額で期限前償還可能な金融資産にだけ適用されるからである。したがって、期限前償還金額は、基本的な融資の取決めと整合しない変動可能性を持ち込むものではない。この変動可能性は、貨幣の時間価値及び信用リスクの要素だけから生じることになるからである。すなわち、企業は過去の予想よりも多くの契約上のキャッシュ・フローを受け取ることになり、また、当該キャッシュ・フローを直ちに受け取るようになるからである。IASBは、変動可能性に関する情報は、キャッチアップ調整の仕組みを通じて償却原価によって適切に捕捉されると考えている。
- BC4. 194 同様に、IASBは、この例外が市場金利よりも低利で組成される一部の金融資産に適用されることに着目した。例えば、このシナリオは、企業がある項目（例えば、自動車）を売却し、販売インセンティブとして、顧客に実勢市場金利よりも低利で融資を提供する場合に生じる可能性がある。当初認識時に、企業は当該金融資産を公正価値で測定し、市場金利よりも低い金利の結果として、当該公正価値は額面金額に対してディスカウントの金額となる。顧客が額面金額を満期前のどの時点でも返済する契約上の権利を有している場合には、例外がなければ、契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払のみではない可能性がある。IASBは、このような契約上の期限前償還要素は公正価値が僅少である可能性が高いと考えた。特に、金利が市場金利よりも低く、したがって当該融資が有利であるため、顧客が期限前償還を選択する可能性は低いからである。BC4. 193項での議論と整合的に、IASBは、償却原価はこの金融資産に関して目的適合性のある有用な情報を財務諸表利用者に提供するであろうと考えている。この期限前償還金額は、基本的な貸付けの取決めと整合しない変動性を持ち込むものではないからである。
- BC4. 195 BC4. 193項からBC4. 194項は、金融資産が額面金額に対してディスカウントで組成又は購入される状況を論じている。しかし、IASBは、BC4. 192項に記述した例外の論拠は、プレミアムで組成又は購入される資産にも同様に当てはまることに留意し、したがって、この例外は両方の状況に対称的に適用すべきだと決定した。

以上